

恵庭市告示第47号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和8年7月2日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和8年7月2日（木）から令和8年10月22日（木）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所3階 経済部商工労働課

以 上

北海道告示第11073号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年10月22日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和8年6月22日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

恵庭市黄金ショッピングセンター

恵庭市黄金南6丁目10番5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 株式会社豊月 代表取締役 豊岡 憲治

苫小牧市永福町1丁目1番17号

イ 東宝株式会社 代表取締役 松岡 宏泰

東京都千代田区有楽町1丁目2番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付資料図-1のとおり

(変更後) 届出書添付資料図-2のとおり

(イ) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付資料図-1のとおり

(変更後) 届出書添付資料図-2のとおり

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書添付資料図-1のとおり

(変更後) 届出書添付資料図-2のとおり

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数：7箇所

位置：届出書添付資料図-1のとおり

(変更後) 数：6箇所

位置：届出書添付資料図-2のとおり

(4) 変更の年月日

令和8年6月13日

(5) 変更する理由

ア A棟及び付帯施設の配置を適正化するため。

イ 飲食店舗の建替えに伴う場内車室レイアウトの変更により出入口を横方向に移動する必要が生じたため。また、一部出入口の位置を適正化するため。

2 届出年月日

令和8年6月12日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和8年6月22日（月）から令和8年10月22日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、恵庭市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は恵庭市に問い合わせること。